

# 岩手医科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 公正な研究活動の推進体制（第4条—第5条）
- 第3章 通報に対する調査等の体制・方法（第6条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第22条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、岩手医科大学（以下「本学」という。）における研究活動上の責務、不正行為の防止、不正行為に関する通報への対応等を定めることにより、本学における健全な研究環境を形成することを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、「研究者等」とは、本学において研究活動を行う次に掲げる者をいう。

- ア 教職員、学生その他の本学において研究活動に従事する者（非常勤を含む。）
- イ 本学において研究指導を受ける者
- ウ 本学の施設設備を利用する者
- エ アからウまでに掲げる者であった者

2 この規程において「研究活動」とは、研究者等が行う研究活動全般をいう。

3 この規程において「研究費」とは、国、国が所管する独立行政法人又は地方公共団体等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、民間企業又は団体等から受ける研究費及び本学が講座等に配分する講座研究費等の学内研究費をいう。

4 この規程において「研究活動の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、次に定める行為をいう。

（1） 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為

- ア ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- イ 改ざん 研究資料、機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

- ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (2) 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- (3) 次に掲げる研究費の不正使用
  - ア 役務の実態と異なる謝金若しくは給与の請求、物品等の購入に係る架空請求、架空取引により代金を業者に預け管理させること又は不当な旅費の請求
  - イ 重大な過失により本学の研究費関連規程又は関係法令等に違反して研究費を使用すること
- (4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(研究倫理の逸脱と不正行為の関係)

第3条 研究倫理の共通事項からの著しい逸脱行為（二重投稿、不適切なオーサーシップその他これらに類似する行為をいう。）は、不正行為に準じて対応する。

## 第2章 公正な研究活動の推進体制

(管理体制)

第4条 本学の公正な研究活動を推進するため、最高管理責任者、研究倫理統括管理責任者（以下「統括責任者」という。）及び研究倫理教育責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、本学の公正な研究活動の推進に関する最終責任を負う。
- 4 統括責任者は、副学長をもって充てる。副学長を置かないときは、医学部長をもって充てる。
- 5 統括責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動において通常守るべき作法及び研究倫理に関する教育、啓発その他公正な研究活動の推進に関し、学内各機関を統括する。
- 6 研究倫理教育責任者は、各学部長、全学教育推進機構長並びに医歯薬総合研究所長（以下「部局の長」という。）をもって充てる。
- 7 研究倫理教育責任者は、統括責任者を補佐し、各学部等における研究倫理教育を統括する。
- 8 研究倫理教育責任者は、必要に応じ、各学部等内に研究倫理教育副責任者を置くことができる。研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐するものとする。
- 9 最高管理責任者又は統括責任者に事故その他特別の事情（以下「事故等」という。）があるときは、最高管理責任者にあつては理事長が、統括責任者にあつては最高管理責任者（最高管理責任者にも事故等があるときは理事長）が指名する者が第3章に規定する職務を代理するものとする。

(研究者等、監督者の責務)

第5条 研究者等及び研究者を監督する地位にある者（岩手医科大学就業規則第4条に定める管理監督者とする。以下「監督者」という。）は、研究活動において通常守るべき作法を遵守するとともに、別に定める行動規範、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に努めるものとする。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。ただし、当該研修又は科目等については別に定める。
- 3 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。
- 4 研究者等は、原則として次に掲げる期間、研究データを保存し、適切に管理のうえ、開示の必要性及び相当性が認められる場合に開示しなければならない。ただし、法令や共同研究等における契約等により研究データの保存期間が次に掲げる期間より長く定められているときは、その定めに従うものとする。
  - (1) 文書、数値データ、画像などの資料は当該論文等の発表後10年間
  - (2) 実験試料、標本や装置など（保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものを除く）は当該論文等の発表後5年間
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、研究者等は、紙媒体の資料等について保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することができる。
- 6 研究データの保存は、それらを生み出した研究者等自身が責任を持って保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後もこの規程で定める期間は適切に管理しなければならない。
- 7 研究者等は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。
- 8 実験ノートは、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- 9 研究者等は、実験ノートを研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- 10 研究者等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等を、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索などが可能となるように留意する。
- 11 監督者は、自らの部署の研究者等が転出や退職する際に、当該研究者等の研究活動に関わる研究データについて次のいずれかの措置をとるものとする。
  - (1) 紙や電子などの記録媒体に複写をとる等により保管する。
  - (2) 研究データの所在を確認し追跡可能とする。
- 12 監督者が退任する際には後任者に前項の研究データを引き渡すものとする。後任者は、これを管理しなければならない。

### 第3章 通報に対する調査等の体制・方法

#### (告発・相談の取扱い)

第6条 不正行為に関する学内及び学外からの告発・相談（以下「通報」という。）の受付窓口を、内部監査室に置く。

2 通報は、書面、電話、FAX、電子メール、面談によるものとし、原則として告発は、その者の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

ア 不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等事案の内容

イ 不正とする科学的な合理性のある理由

3 告発の意思表示をしない相談、匿名による告発、報道又は学会等により不正行為の疑いの指摘があったものについても、相当の理由があると認められる場合には、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 内部監査室長は、通報があった場合において、その内容を精査した結果、第2項の要件を満たすと思料するときは、これを受け付けた旨、速やかに通報者に通知するとともに、統括責任者にこれを報告するものとする。

5 内部監査室長は、通報の内容及び通報者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。

#### (告発者・被告発者の取扱い)

第7条 告発者は、単に告発したことを理由に解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを受けることはない。ただし、被告発者を陥れるため、若しくは被告発者が行う研究を妨害するため等専ら被告発者に損害を与えること、又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発である場合は、この限りではない。

2 被告発者は、単に告発されたことのみをもって、その研究活動について部分的若しくは全面的に禁止を受け又は解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いを受けることはない。

#### (不正調査委員会)

第8条 統括責任者は、第6条第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに研究不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、学長が教員のうちから指名する委員長及び次に掲げる調査委員で構成する。

(1) 教職員のうちから学長が指名する者 2人以上4人以下

(2) 学外の学識経験者 委員長及び前号の委員の数の合計数以上

3 学外の調査委員は、本学の教職員でなかった者のうちから、学長が任命する。

4 委員長及び調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害を有しない者でなければならない

い。

- 5 統括責任者は、調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者に対し、調査委員の氏名及び所属を通知するものとする。
- 6 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、統括責任者に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。
- 7 統括責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 8 調査委員会は、委員長が招集する。
- 9 調査委員会の事務は、内部監査室が行う。

#### (予備調査)

第9条 調査委員会は、本調査の開始の適否（告発の受理・不受理）を判断するため、次に掲げる事項について速やかに予備調査を行うものとする。

- (1) 告発された不正行為が行われた可能性
  - (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の理論性
  - (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験資料・試薬等研究成果の事後の検証を可能にするものについての研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性
- 2 予備調査は、資料を精査し、必要に応じて研究者等から事情を聴取する等の方法により行う。
- 3 調査委員会は、告発を受け付けた日から原則として30日以内に当該事案について本調査の開始の適否を決定し、予備調査の概要、判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を添えて、統括責任者に報告しなければならない。

#### (資料保全命令)

第10条 調査委員会は、告発された事案に係る研究者等に対し、それらが保有する資料（生データ、実験・観察ノート、実験資料、試薬その他研究成果等の事後の検証を可能にするものをいう。）の保全について、調査委員会が指定するまで、その保全を命令することができる。

#### (協力義務)

第11条 研究者等は、調査委員会の調査等に協力しなければならない。

- 2 監督者は、その所属における研究活動の不正行為の防止等について積極的に推進するほか、調査委員会による調査等に協力しなければならない。

(予備調査結果の通知)

第 12 条 統括責任者は、第 9 条第 3 項の報告を受けたときは、速やかに告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合において、本調査を実施しない旨を通知するときは、被告発者にその理由も併せて通知するものとする。

(本調査)

第 13 条 調査委員会は、本調査の実施を決定したときは、原則として 30 日以内に本調査を開始しなければならない。

- 2 本調査は、予備調査結果報告書その他資料を精査し、関係者から事情を聴取し、必要に応じて再実験を要請する等の方法により行う。
- 3 本調査においては、被告発者に対して、書面又は口頭による弁明の機会が与えられなければならない。
- 4 調査委員会は、特別の理由がある場合を除き、その設置された日から原則として 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定しなければならない。
- 5 調査委員会は、不正行為が行われたと認定した場合は、次に掲げる事項についても併せて認定するものとする。
  - ア 不正行為の内容
  - イ 不正行為に関与した者及びその関与の度合
  - ウ 不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
  - エ 当該研究に使用された研究費との関連
  - オ 研究費不正使用の相当額及びその認定根拠
- 6 調査委員会は、研究活動の不正行為が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。
- 7 調査委員会は、前 3 項の認定結果を書面にして速やかに統括責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、その内容を速やかに告発者及び被告発者に通知するものとする。

(被告発者の説明責任)

第 14 条 被告発者は、不正行為に関する証拠が提出されたときは、これを覆すに足る科学的根拠または合理的な理由を示して説明しなければならない。

(自認の証拠能力)

第 15 条 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の根拠として、不正行為が行われた旨の認定をしてはならない。

(不服申立て)

第 16 条 告発が悪意に基づくものと認定された告発者及び不正行為が行われたと認定された被告発者は、当該認定に対して不服がある場合には、当該認定に係る通知があった日から 10 日以内に最高管理責任者に対して、不服の申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。この場合において、申立ての趣旨により最高管理責任者が必要と認めた場合は、調査委員を交代し又は追加することができる。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、再調査を行わず当該申立てを却下すべきものと決定した場合を除き、速やかに当該事案の再調査を行うものとする。
- 4 前項の場合において、不服申立てが被告発者からのものであるときは、調査委員会は、その者に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出その他の協力を求めるものとする。
- 5 第 3 項の却下すべき旨の決定は、直ちに統括責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、被告発者から第 1 項の不服申立てがあったとき、第 3 項の再調査の決定又は前項の却下の決定の報告があったときは、それぞれ告発者にその旨を通知するものとする。
- 7 調査委員会は、被告発者による不服申立てにつき再調査を決定したときは 50 日以内に、告発者による不服申立てにあっては 30 日以内に、それぞれ先の調査結果を覆すか否かを決定し、直ちに統括責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、これを速やかに告発者及び被告発者に通知するものとする。

(告発者・被告発者に対する措置)

第 17 条 告発者、被告発者その他の被認定者に対し本学が執り得る措置は、次のとおりとする。研究活動の不正行為の告発がなされる前に取り下げた論文等に係る被告発者に対してもこれに準じる措置をとることができるものとする。

(1) 調査又は審査期間中における暫定措置

告発された研究及び告発内容に関連があるとして調査等の対象とされている研究に係る研究費の支出の停止（調査又は審査終了までの間に限る。）

(2) 不正行為が行われたと認定された場合の措置

ア 研究費の使用中止

不正行為への関与を認定された者及び関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者と認定された者（以下「被認定者」という。）に対して配分された研究費の全部又は一部の使用中止

イ 懲戒

被認定者に対する岩手医科大学職員就業規則等に基づく懲戒

ウ 勧告

不正行為と認定された論文等の取下げ又は修正の勧告

エ 公表

第 18 条の規定に基づく公表

(3) 不正行為が行われたと認定されなかった場合の措置

ア 不正行為が行われなかった旨の関係者への周知（関係者以外に漏えいしている場合は、関係者以外へも周知）

イ 名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置

ウ 告発が悪意に基づくものと認定された者に対する岩手医科大学職員就業規則等に基づく懲戒

(4) 研究費不正使用に対する措置

私的流用など悪質性が高い場合における被認定者への刑事告発、民事訴訟等の提起

(調査結果の公表)

第 18 条 最高管理責任者は、被告発者に不正行為が行われたとの認定があった場合は、その調査の概要等を速やかに公表するものとする。

2 前項の規定に基づき公表する内容は、少なくとも次に掲げる事項を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、一部の項目を非公表とすることができる。

(1) 不正に関与した者の氏名、所属

(2) 不正の内容

(3) 公表までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名、所属

(5) 調査の方法・手順等

(守秘義務)

第 19 条 最高管理責任者、統括責任者、部局の長、調査委員会委員、受付窓口の担当職員及び調査関係者は、この規程による不正行為等の調査等に関して知り得た秘密を漏えいしてはならない。これらの者でなくなった後も同様とする。

(配分機関等への報告)

第 20 条 最高管理責任者は、調査委員会の調査対象となった研究活動に係る研究費が公的研究費である場合であって、本調査を行うことを決定したときは、調査方針、調査対象及び方法等について当該事案に係る配分機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）に報告し協議するものとする。



- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該事案に係る配分機関等に提出するものとする。
- 4 最高管理責任者は、配分機関等が当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査を求めたときは、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、応じることとする。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果及び審査結果について、当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、不服申立てがあったときは、当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。
- 7 最高管理責任者は、調査委員会から、再調査の決定又は不服申立て却下の決定及び再調査結果の報告があったときは、当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

#### 第4章 雑則

(ガイドラインとの関係)

第21条 この規程に定めのない事項については、原則として次に掲げるガイドラインを適用する。

- (1) 研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）
- (2) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、運営会議の議決を要するものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（平成26年4月1日 一部改正）

附 則

この規程は、平成27年3月17日から施行する。（平成27年3月17日 一部改正）

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の第 5 条に定める研究データの保存について、改正日前に開始または終了した研究については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 9 月 10 日から施行する。